

1. 報告会について

(1) 現行制度の評価・改正案

区分	評価 (○利点、△要工夫、×要改善)	改正等 (○継続、●改正)
会場	○駅前の人が集まりやすい	○UMECOでの実施を継続する。
	△自由に入りやすいはずが、生かしきれていない。	●事前周知や雰囲気づくりを工夫する。 ●交流会を開催する。
方法	○全団体が発表できる。	○全団体が発表することを継続する。
	○多くの発表を聞くことができる。	○3~4 団体ごとに発表する。
	○一般参加者は聞く発表を選択できる。	●1団体1回の発表とする(委員1人あたりの担当は半分となる)。
	×全団体の発表を聞くことができない。	●事前に各委員の希望を伺い、担当する発表の半分は希望への対応を図る。
	×全体の時間が長い。	●会議室も含めた利用を検討する。
	×委員一人当たりの負担が大きい。	●スピーカの複数配置等を検討する。
	×他の発表と混同し、聞きづらい。	●最後に交流会を開催し、個別の質問や意見交換ができるようにする。
その他	△各団体が個別に聞きたい質問があり、質問時間が足りない場合がある。	●最後に交流会を開催し、個別の質問や意見交換ができるようにする。
	×途中で帰る人がいる。	
	×一般の参加者が少ない。	●開催日を検討する(29 年度に試行)。 ●開催日を早めに決定し、周知する。

(2) 報告会スケジュール (来年度発表予定数 16 団体)

【現行】

時間	内容
17:30~	推進委員会
18:00~	あいさつ・説明
18:10~	第 1 グループ(4 団体)①
18:30~	第 1 グループ(4 団体)②
18:50~	第 2 グループ(4 団体)①
19:10~	第 2 グループ(4 団体)②
19:30~	休憩(10 分)
19:40~	第 3 グループ(4 団体)①
20:00~	第 3 グループ(4 団体)②
20:20~	第 4 グループ(4 団体)①
20:40~	第 4 グループ(4 団体)②
20:55	終了



【改正後のイメージ】

時間	内容
13:30~(17:30~)	推進委員会
14:00~(18:00~)	あいさつ・説明
14:10~(18:10~)	第 1 グループ(4 団体)
14:30~(18:30~)	第 2 グループ(4 団体)
14:50~(18:50~)	第 3 グループ(4 団体)
15:10~(19:10~)	第 4 グループ(4 団体)
15:30~(19:30~)	休憩(10 分)
15:40~(19:40~)	交流会(50 分)
16:30 (20:30)	終了

※12 団体のときは、4 グループ×3 団体とする。

※発表 8 分+質疑 7 分+移動 5 分、または、
発表 10 分+質疑 5 分+移動 5 分とする。

2. 提出書類について

太字下線…報告会で写しを配布（※は市民活動推進委員会委員のみ）

区分	現行の提出書類	改正案
提案型協働事業	申請 ① <u>企画提案申請書</u> ② <u>企画提案収支予算書</u> ※ ③市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録に必要な資料 ④その他参考となる資料	
	中間報告 ①中間報告書 （翌年度継続申請をしている事業については、審査資料として扱う） ②会計簿の写し	①進捗状況等調査票に改め、継続申請の審査資料としては使用しない。継続申請事業については別途中間報告書を（市民提案型は団体と所管課、行政提案型は所管課へ）求める。 ②会計簿の写しの提出を廃止する。 ただし事務局が必要とするときは提出を求めることができるものとする。
	報告 ① <u>実施報告書</u> ② <u>収支決算書</u> ③ <u>評価シート</u> ④会計簿の写し ⑤その他資料	④会計簿の写しの提出を廃止する。 ただし事務局が必要とするときは提出を求めることができるものとする。
市民活動応援補助金交付事業	申請 ① <u>企画提案書</u> ②団体の概要 ③ <u>事業計画書</u> ④ <u>収支予算書</u> ※ ⑤団体の規約等 ⑥役員名簿 ⑦その他参考となる資料	②様式を改める。 ③様式を改める。
	中間報告 ①進捗状況等調査票 ②会計簿の写し	①様式を改める。 ②会計簿の写しの提出を廃止する。 ただし事務局が必要とするときは提出を求めることができるものとする。
	報告 ① <u>実績報告書</u> ② <u>成果報告書</u> ③ <u>収支決算書</u> ④領収書の写し ⑤会計簿の写し ⑥その他資料	⑤会計簿の写しの提出を廃止する。 ただし事務局が必要とするときは提出を求めることができるものとする。